

明海大学歯学部実験動物センター管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人明海大学管理運営基本規則第3条第2項の規定に基づき、歯学部実験動物センター（以下「動物センター」という。）の管理運営を円滑に行うため、必要な事項を定める。

(動物センターの設置および目的)

第2条 明海大学歯学部動物センターを置く。

2 動物センターは、本学における動物実験のための動物の飼養と実験に要する設備を提供することを目的とする。

(利用者)

第3条 動物センターを利用できる者は、本学の教職員、大学院学生、専攻生、研究生および学長が特に認めた者とする。

(センター長)

第4条 動物センターに実験動物センター長（以下「センター長」という。）を置き、理事長が学長の意見を聴き任命する。

2 センター長は、実験動物および施設の管理を総括する。

(委員会)

第5条 動物センターの管理運営を円滑に行うため歯学部実験動物センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

2 委員会に委員長をおき、センター長をもって充てる。

(構成)

第6条 委員会は、学長が歯学部長の意見を聴き指名した次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 歯学部研究委員会委員 | 1名 |
| (2) 実験動物の専門家 | 1名 |
| (3) 動物実験に関する有識者 | |
| 専門科目担当教員 | 歯科基礎系 1名 |
| | 歯科臨床系 1名 |
| (4) 学事課事務職員 | 1名 |
| (5) 学長が必要と認めた者 | 若干名 |

(任期)

第7条 センター長および委員会委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、前条の規定に従って欠員を補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第8条 委員会は、次の事項を審議し、学長にその結果を報告し、また、これらについて学長の命により教授会に報告し、及び必要な処理等を行う。

- (1) 動物センターの管理運営に関する事項
- (2) その他実験動物に関する事項

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

2 委員会は、年4回開催するものとする。ただし、必要ある場合には、委員長が臨時に召集することができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

4 前項の場合、委員会に付議される事項について書面をもって、あらかじめ意見を表示した者は出席とみなす。

5 議事は出席者の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

- 6 前項前段の議決には議長は加わることはできない。
 - 7 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。
(自己点検・評価、情報公開)
- 第10条 委員会は、動物実験の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告するとともに情報公開しなければならない。
(規程の改正)
- 第11条 の規程の改正は、理事会が学長の意見を聴き決定する。
(動物実験実施)
- 第12条 動物実験実施について必要な事項は別に定める。
(事務)
- 第13条 委員会の事務は、歯学部事務部学事課が処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年11月20日から施行する。
- 2 実験動物センター規程（昭和53年4月1日制定）および明海大学歯学部実験動物センター管理運営委員会規程（平成6年5月24日制定）は廃止する。
- 3 この規程施行後、はじめて第4条に規定する実験動物センター長および第6条各号に規定する委員となった者の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正前に指名されている委員については、改正後の第6条の規定により指名されたものとみなし、任期は残任期間とする。